對的に低いものであつた。然しその不均衡な物價騰貴の影響は深刻な問題とならうとしてゐる。……就中勞働賃銀の問題はこの價格政策の中でも最も重大なる項目の一つである。……』

右の引用句にある如く、英國に於ては勞働賃銀の統制策の確立が最も要望されるにも拘らず、後述する農業賃銀の統制を除けば、今日に至るも、これと云つて見るべきものがないのである。周知の如く今次大戰開始後に最初に現はれた賃銀の增額は一九三九年九月末に水夫、船舶勞働者、製鋼勞働者に支給される極く小額の手當の支拂によつて始まつた。その後この賃銀增額の傾向は急速に纖維工業、ドック業、電氣業、炭坑業、衣服業、農業等の各部門に波及した。英國勞働省の發表によれば一九三九年の最初の八ケ月間には賃銀率は殆んど何等の變化をも示さなかつたけれども、開戰直後、特に一九三九年十一月、十二月の兩月には賃銀の增加が主として生計費の上昇によつて多くの工業部門に現はれるに至つた。而して勞働省の統計に從ふと一九三九年末の平均週賃銀率は一九三八年末に較べ四・五パーセントの上昇を示すことになつたが、これは一九二〇年以來曾てなかつた猛烈な上昇率に當つてゐる。

その後一九四〇年に入つて以來、英國の賃銀が如何なる動きを見せてゐるかを見ると、次揭の統計が端的に物語つてゐる如く、週賃銀は各產業部門によつて多少の相違はありとは云へ、凡て一樣に增加を記錄してゐる。

一九四〇年一月―十一月の週賃銀率の增加

產業別	純增加を受けた勞働者數	週賃銀の純增加額
炭坑業	七八七、一〇〇	二七二、八五〇
其他坑業	五七、八〇〇	一七、二〇〇
ブリキ・陶器・ガラス・化學業	二九九、二〇〇	八七、九五〇
鐵・鋼業	一四七、八〇〇	七三、〇〇〇
機械業	一、〇一二、三〇〇	二二八、一〇〇
船舶業	一四〇、五〇〇	三三、四五〇
其他金屬業	三三四、二〇〇	七九、七〇〇
纖維業	八六三、一〇〇	二四八、四〇〇
衣服業	七二二、〇〇〇	一〇六、二〇〇
食糧・飲料・煙草業	二〇二、五〇〇	四五、三〇〇
木材・家具業	一七八、八〇〇	四一、三五〇

紙・印刷業	三〇一、九〇〇	五五、七〇〇
建築・土木業	九五五、四〇〇	一九三、八〇〇
ガス・電氣業	一五九、五〇〇	四〇、三五〇
運輸業	一、〇五六、二〇〇	三二三、一〇〇
公共管理勞務	一五六、一〇〇	二九、三五〇
其他	四三八、〇〇〇	一一〇、九〇〇
合計	七、八一二、四〇〇	一、九八六、七〇〇

斯くて、今後英國に於ける賃銀政策が如何に確立されるかは、その物價政策の動向を決定するものとして重視されるものと云はなければならない。が、それは兎も角として第二章以下に於ては、一九三九年九月の開戰から一九四〇年末に至る期間に、英國に於て採られて來た物價統制の實際に就て稍々詳細に論述して見よう。

第二章　食糧品の物價統制

第一節　食糧品物價の重要性

戰時物價の統制を問題とするに當つて、食糧品物價の統制が最も重要なものゝ一つであることは多言を要しないところである。蓋し、如何なる國に於ても戰時に食糧品物價の統制が行はれないならば、それが生計費の昂騰を導き戰時經濟の運營を著しく阻害するに至るからである。が、英國の如く食糧の大部分を海外に依存してゐる如き國に於ては、特にこの點は強調されなければならない。尤も戰時に於ける食糧品物價の統制は戰時食糧政策の全般を意味するものではなく、それは食糧増産政策竝に食糧消費の規正と鼎立的關係を有するものである。從つて、單に戰時食糧品物價の統制のみが行はれたとしたら、それは物價統制の本質を衝いたものではなく、其處に

は闇相場の如き惡弊害を生ずる結果となるであらう。斯くて、戰時食糧政策を確保するためには先づ國內で供給し得る食糧品の數量を出得る限り增大せしめ、それと同時に食糧品消費の規正と價格の統制を行ふことである。斯うした意味に於て、先づ英國食糧品確保への努力が今次大戰以來、如何にして採られてゐるかに若干の檢討を加へて見よう。

周知の如く、英國は平時に於ても本國で消費する食糧の約三分の二を海外に依存してゐるのである。卽ち、平時の英國は牛乳竝に馬鈴薯の大部分は本國に於て生產し得るけれども、小麥竝に小麥粉の八〇パーセント以上、肉類の五〇パーセント以上、バター、マーガリン製造用油脂、ラード等を含む油脂類の九〇パーセント以上を輸入してゐるのである。また玉蜀黍、大麥、肉類竝に牛乳の生產に必要な飼料をも相當量輸入してゐる。從つて、獨逸の逆封鎖を受けてゐる今次大戰に於て、英國の食糧が非常に不足することは當然である。この事實は英國農業の現狀を檢討すれば一層明瞭に看取されるものであり、第一次世界大戰當時より寧ろ惡い狀態にあると云ふことが出來る。尤も、開戰當初の英國食糧總生產高は、これを六、七年前に較べると約一九パーセントの增產を記錄してゐた。これは家畜が著しく增加したこと、竝に砂糖大根の生產が幾分增大したゝめであり、主要食糧品たる小麥の生產の如きは第一次世界大戰當時に較べ、約二百萬噸の減收となつてゐた。斯うして玆十數年來、英本國に於ける穀物收穫の減少傾向が見られた主要原因は過去半世紀、或はそれ以上の長い期間に亙つて英國に起つてゐた耕地面積の減少傾向にあると云へる。今日の英國耕地面積が一八六〇年當時に較べ四百萬エーカー、一九一四年に較べ二百萬エーカー强の減少を來してゐることは、この間の事情を端的に物語つてゐる。が、この外英國食糧供給力の擴大され得ない他の要因としては、農業勞働者の著減と耕地肥沃度の低下、耕作用馬の減少等を擧げることが出來る。農業勞働者の減少が如何に激しかつたかは、一九二一年の農業勞働者總數八十一萬六千人に較べ、一九三七年のそれが六十三萬一千人へと、約二三パーセントを減少してゐる事實が明かにこれを示してゐる。

斯くて、英國に於ては今次歐洲大戰開始前から既に農務省が中心となり、農民をして耕地面積を擴大せしめるために多くの對策が樹立されてゐたのであつた。が、特に開戰以來この點は强調

され續け、英國朝野の意見は、先づ第一に英本國に於ける穀類、野菜の生産を增大せしめ、肉類其他の輸入食糧品に代る生活樣式を採ることを主張してゐる(註一)。英國政府も斯うした主張を容れて、一九三九年の國防法案竝に特別の法令によつて戰時下の農業を農務省の統制下に置き、戰時農業州實施委員會が任命され、一九四〇年九月に耕地調査を略々終了し、一九四一年に開墾、耕作せしめる耕地に就て諸般の準備を既に完了した。而して、農務大臣がこの委員會に與へた訓令を見ると、一九四一年度に於ける耕地に對し、先づ小麥、豆類の栽培を奬勵し、更に凡ゆる州に於て馬鈴薯の耕地面積を極力增大せしめることを强調してゐる。また北愛蘭に對しても一九四一年に極力農産品の增産を齎すべき努力をなすやうにとの訓令を發してゐるが、いま、その內容を列擧して置くと、次の如くである。

(イ)　五エーカー以上の耕作可能地を有する十エーカー以上の土地所有者は、一九四一年に於ても、一九三九年と同樣の耕作面積を農産物の生産に當てることを要す。

(ロ)　一九四一年に於ては、前記に該當する土地所有者は自己の保有する耕作可能地の四分の一を耕作することを要す。

(ハ)　凡ての土地所有者は一九四一年に占有する耕作可能地の三分の一を耕作することを要す。

(ニ)　七ケ年以上耕作せざる土地の開墾に必要な資金の中、一エーカーに就き二磅の補助金を與へる政策は今後も繼續する。

斯くの如く、英國に於ては現に萬全の對策を樹主し乍ら國內農産品の增産に乘り出してゐるのであるが、既に述べた如く今日英國に於ては耕地面積の減少、農業勞働者の不足等によつて早急にその增産を期待する譯には行かない。F・ルグロス・クラークが、その近著「アワー・フード・プロブレム」に於て述べてゐる如く、穀物は土地の上から生産されるものではなく、土地の中から生産されるものであり、期待される收穫高を擧げるためには少くとも一年半乃至二年を必要とするものなのである(註二)。從つて、英國の食糧政策が農産物の增産計畫以外に、當面の措置として、食糧品の需給關係を調整すること、つまり食糧品の切符制を實施することが肝要な事態となつ

て來るのである。周知の如く英國に於ては今次大戰開始前から前大戰の經驗を活かして、食糧省が中心となり精密なる食糧切符制を計畫してゐたのであるが、今日では既に廣汎圍な食糧品が切符制の實施下にある。いま開戰以來英國が行つて來た食糧割當制の實際を『ザ・ミニストリー・オブ・レーバー・ガゼット』誌に掲載されたものに就て列擧して見ると次の如くである。

(a) 一九三九年十二月二十七日の食糧割當令並に其後の法令によつて、一九四〇年一月八日以降、砂糖、バター・ベイコン、ハムの割當制が實施された。これによると、一週一人當りの割當量は次の如くになる。砂糖……一二オンス。バター……四オンス。ベイコン或はハム(未だ料理されざるもの)……四オンス。ベイコン或はハム(料理済みのもの)……三・五オンス。罐詰ベイコンと罐詰ハムも割當制の適用を受ける。

(b) 一九四〇年一月二十九日以降ハムとベイコンの割當量は倍加されたが、砂糖とバターの割當量は据置かれた。即ち、一週一人當りの割當量は次の如くなつた。バター……四オンス。砂糖……一二オンス。ベイコン或はハム(料理されざるもの)……八オンス。ベイコン或はハム(料理済みのもの)……七オンス。なほ、屠肉の割當制は三月十一日より開始。割當は價額に基礎を置く方法をとり、六歳以上の男女は一週間に一志一〇片、六歳以下の子供はその半額と決定さる。ソーセージや肉饅頭の如き製品化された肉類や食用屑肉の如きものは割當制の適用を受けない。

(c) 一九四〇年三月二十五日以降、一週一人當りのバター割當量は從來の四オンスより八オンスに倍加された。また豚肉の割當制は四月九日以降廢棄された。斯くて、この當時の一週一人當りの食糧品割當量は次の如くになつた。なほ食用屠肉、罐詰肉類、料理された肉類、製品となつた肉類等は割當制の適用を受けず。

肉類(牛肉、羊肉、小羊肉、犢肉)
六歳以上の一人當り量……一志一〇片
六歳以下の一人當り量……一一片

ベイコン或はハム
料理されざるもの……八オンス

料理濟みのもの……………………七オンス

バ　タ　ー……………………八オンス

砂　　糖……………………一二オンス

（d）　一九四〇年五月二十七日に至るや、一週一人當りの砂糖割當量は從來の一二オンスから八オンスに減少された。同じくバターは八オンスから四オンスに六月三日以降減少された。更にベイコン或はハム（料理されざるもの）は六月十日以降八オンスから四オンスに、料理濟みのベイコン或はハムは七オンスから三オンス半に六月十日以降夫々減少された。屑ベイコンは割當制の適用を受けず。

（e）　一九四〇年七月九日以降茶の割當制が實施されることとなつたが、これによると一人一週間當り茶の割當量は二オンスとなつてゐる。マーガリンと調理用ファットの割當制は七月二十二日より實施された。バターとマーガリン合せて一人一週間當りの割當量は六オンス、調理用のファットは二オンスと決定さる。垂脂竝に牛脂は割當制の適用を受けず。

（f）　一九四〇年九月二日以降、從來バターとマーガリン合計して六オンスの割當量であつたものを修正し、バターは最高四オンス、殘餘をマーガリンと決定す。

（g）　一九四〇年九月三十日以降肉類とバターの割當量が變更されたが、それによると、肉類（牛肉、羊肉、小羊肉、犢肉）の割當類は、一志一〇片から二志二片（一人一週間當り）に增加された（六歲以下の子供は一一片から一志一片へ增加）。一人一週間當りのバターの割當量は四オンスから二オンスに減少せしめられたが、ファット全體（バター、マーガリン、調理用ファットを含む）の割當當は八オンスに据置かる。

（h）　一九四〇年十月二十一日以降ベイコンとハムの割當量に變更があつた。それによるとホアー・ホックとガンモン・ホックの割當制は解除され、ショルダー・ミートの調理は禁止となる。これ等のものはクーポンとの交換によつてのみ販賣し得ることとなる。

（i）　肉類（牛肉、羊肉、小羊肉、犢肉）の割當額は一九四〇年十二月十六日以降一志一〇片（一人一週當り）に增加された（六歲以下の子供は一一片となる）。

第二節　小賣食糧品價格の統制

食糧品の小賣物價は一九三九年の國防法規によつて、食糧省の統制するところとなつてゐるが、いまその主要なるものを今次歐洲大戰開始の一九三九年九月より最近に至るまでの期間に亙つて商品別に述べて見よう。

一、砂　糖

（a）　一九三九年九月五日に砂糖（暫定價格）法令が發布され、最高價格は次の如く規定された。

（イ）赤ザラメ一封度＝三片、（ロ）白ザラメ一封度＝三片¼、（ハ）紅茶用角砂糖一封度＝四片。

（ニ）其他角砂糖一封度＝三片¾。（ホ）カスターと黄クリスタル＝四片。

（b）　一九三九年九月九日に砂糖（最高價格）法令が發布され、最高價格は次の如く規定された。

（イ）赤ザラメ一封度＝三片¼。角砂糖とカスター＝四片。赤砂糖一封度＝三片。

（c）　一九三九年九月二十三日砂糖價格法令（第二）が發令され、最高價格は次の如く規定された。

（イ）赤ザラメ一封度＝三片½。（ロ）角砂糖とカスター一封度＝四片。其他各種砂糖は一封度に就き三片¼から四片½の間に規定さる。

（d）　砂糖（最高價格）法令（第三）は一九三九年九月二十七日に發令されたが、これは增稅の結果、一封度の價格を夫々一片値上げしたものである。

（e）　砂糖（最高價格）法令（第四）は一九三九年十一月九日に發令されたが、砂糖價格は總體的に第三法令に据置かれたが、氷砂糖と一定商標のあるカスターとは最高價格を除去さる。

（f）　砂糖（最高價格）法令（第四）は一九四〇年一月六日に發令された法規により修正さる。

（g）砂糖（最高價格）法令（一九四〇年）は一九四〇年八月二十一日に發令され、同月二十六日より效力を發することとなつたが、その結果砂糖の小賣價格はザラメ一封度に就き½片値上げされ、五片となり、角砂糖並に精製カスター砂糖は五片½となる。スコットランドの遠隔の地やシシリー島に於ては、これより稍々高い價格が規定さる。

（h）砂糖（最高價格）（第二）法令（一九四〇年）が十一月二十九日に發令され、砂糖の最高價格は十二月十六日からザラメ一封度に就き一片の値下げとなり四片に決定され、角砂糖並に精製カスター砂糖は一封度に就き同じく一片値下げの四片となつた。スコットランドの遠隔の地とシシリー島には若干高い價格が適用されることになつてゐる。

二、バ　タ　ー

（a）バター（暫定最高價格）法規は一九三九年九月十三日に發令されたが、その結果小賣最高價格は一封度に就き品質により一志七片から一志五片に規定さる。一九三九年九月二十三日に至るや、品種にかゝはりなく一封度に就き一志七片の單一最高價格を決定した。

（b）バター（最高價格）法令（一九四〇年）が一月一日に發令され、同月八日より效力を發することとなつた。尤も一封度＝一志七片の最高價格に變りはない。

三、玉　子

（a）玉子（最高價格）法令は一九三九年九月十三日に發令され、一ダースに就き、大きさと重さによつて一志三片から二志六片に小賣最高價格が決定さる。二志六片の最高價格は百二十個につき最低十五封度の重さのある英國並に北愛蘭產の玉子に適用される。

（b）玉子（最高價格）法令（第二）は一九三九年九月二十二日に發令され、一定種類の玉子は一ダース一志六片に値上げされたが、殘餘のものは据置かれた。

（c）玉子（最高價格）法令（第三）は一九三九年十月二十日に發令され、國內產並に歐洲に近い新鮮な玉子の小賣價格は一ダースに就き三片の値上げが行はる。百二十個で最低十五封度の

重さのある英國竝に北愛蘭産の玉子の一ダースの小賣價格は二志九片となる。

(d) 玉子（最高價格）法令（第四）は一九三九年十一月三日に發令され、前記の一ダース二志九片の玉子は三志に値上げさる。斯かる値上げは主として季節的なものである。

(e) 前記の第四法令は一九四〇年三月二十日と四月五日の法令により修正され、夫々三月二十六日と四月八日より效力を發揮することとなつた。これ等の修正法令は夫々エール竝に歐洲に近い諸國から來る新鮮な玉子の小賣價格を一ダースに就き三片引下げた。然し、安い玉子の最高價格は不變。英國竝に北愛蘭で出來る玉子の價格は統制を受けない。其他の玉子の最高小賣價格は一ダース一志三片から二志までゝある。

(f) 國內で生產される玉子（最高價格）法令（一九四〇年）は一九四〇年五月十日に發令され、同月十四日より效力を發す。大きさによつて、英國竝に北愛蘭產の玉子の最高小賣價格は一ダースに就き二志六片から一志九片までに規定さる。輸入玉子は既に價格統制に從つてゐる。

(g) 國內で生產される玉子（最高價格）法令（一九四〇年）は七月六日の法令により修正され、最高小賣價格は一封度に就き三片の値上げが行はれ、七月八日以降、最上の玉子の最高小賣價格は一ダースに就き二志九片となる。また一九三九年の玉子（最高價格）法令（第四）も修正され、エールの新鮮な玉子の小賣最高價格は一ダース二志三片に値上げさる。

(h) 國內で生產される玉子（最高價格）法令（一九四〇年）は七月二十七日の法令で修正され、同月二十九日より效力を發することとなつたが、國內產の冷藏玉子の最高小賣價格は一ダース二志と規定さる。

(i) 國內產玉子（最高價格）法令（一九四〇年第二）は一九四〇年八月十五日に發令され、同月十九日より效力を發す。この法令により國內產新鮮玉子の最高小賣價格は一ダースに就き三片值上げさる。

(j) 國內產玉子（最高價格）法令（一九四〇年第三）は八月二十九日に發令、九月二日より效力を發す。この結果國內產の玉子は二つの主要グループに分けて取扱はれることとなつた。即ち大きさの揃つた、品質を調査された檢印つきのものと檢印のない玉子とに分類さる。檢印つ

きの玉子の最高小賣價格は一ダースに就き三志一片½から三志六片に決定され、檢印のない新鮮玉子は二志三片と二志六片、冷凍玉子は二志六片に規定された。輸入玉子に就ては、玉子（最高價格）第四法令（一九三九年）が一九四〇年八月十五日付の法令で修正され、八月十九日より效力を發揮することとなつたが、それによるとエールの新鮮玉子の最高價格は引上げらる。更に一九四〇年八月二十九日には輸入玉子（最高小賣價格）法令（一九四〇年）が發令され、九月二日から效力を發することとなつたが、この結果輸入玉子（全種類）の最高小賣價格は引上げられた。即ち、最高價格は一ダースに就き一志六片から三志の間と規定されたが、三志の玉子はエールの新鮮玉子に適用される。

（k）　國內生產玉子（最高價格）法令（一九四〇年第三）と輸入玉子（最高價格）法令（一九四〇年）は一九四〇年十月二日と同月十六日の日付で修正された。この二つの法令によつて、國內產竝にエール產の新鮮玉子の最高小賣價格は十月七日に一ダースに就き三片、十月二十一日に一ダースに就き三片と二回に亙り値上げさる。この結果國內產玉子の最高小賣價格は大きさによつて、檢印のある玉子は三志七片½から四志まで、檢印のない新鮮玉子は三志三片から三志六片まで、冷凍玉子は二志三片から二志六片までとなる。エール產の新鮮玉子の最高小賣價格は大きさにより三志、三志三片、三志六片となる。なほ植民地（南アフリカ產の料理用玉子を除く）の玉子の小賣價格は、大きさによつて夫々二志六片、二志三片へと一ダースに就き六片の値上げが十一月に入つて行はれた。

四、馬　鈴　薯

（a）　馬鈴薯（暫定價格）法令は一九三九年九月九日付にて發令され、小賣最高價格を次の如く規定した。

英蘭、ウェルズ竝にダムフリーズ、キルクードブライト地方に於ては一封度＝一片、七封度＝六片、一四封度＝一一片½。（ロ）スコットランドの殘餘の地域では三封度半＝三片、七封度＝三片、一四封度＝五片½、一四封度＝一〇片。これ等の價格は馬鈴薯（暫定價格）第二法令（一九

三九年九月十五日付）によつて修正され、馬鈴薯の最高小賣販賣價格は六「地方」の各々に於て、（品質により）二つの等級の下に決定された。斯くて、英蘭の南部、ミッドランド竝に英蘭の産地の一定地域とウエルズ（メリオネスを除く）に於ける等級Aの馬鈴薯一封度の最高價格一片¼から、スコットランドの北半分に於ける等級Bの馬鈴薯七封度＝五片½、一四封度＝一一片の最高小賣價格が決定さる。

（b） 馬鈴薯（暫定價格）法令（第三）は一九三九年十月二十五日付で發令され、最高小賣價格は法令に規定された各等級内の馬鈴薯の種類により次の如く修正さる。なほ最高價格は一一二封度の小賣販賣に就ても決定された。

	等級	一四封度に就き	七封度に就き	一封度に就き
英蘭とウエルズ	A、A(1)、A(2)	一志三片	八片	一片¼
	B	一志一片	七片	一片
スコツトランド	A(1)	一志三片	八片	四片（三封度半に就き）
	A(2)	一志一片	七片	三片½
	B	一一片½	六片	三片

（c） 馬鈴薯（一九三九年作）（統制）法令—一九四〇年—は一九四〇年二月八日付で發令、同月十二日より效力を發す。一九三九年作の馬鈴薯に就き最高價格を決定。これ等の價格は馬鈴薯の品位と地域によつて異なつてゐる。

（d） 馬鈴薯（一九三九年作）（統制）法令—一九四〇年—は三月十八日の法令で修正され、同月二十一日より效力を發す。修正法令は最高價格を引上げたが、それは地域、等級、數量により異なる。一四封度以下の馬鈴薯の最高小賣價格は英蘭に於て八片から一〇片、スコツトランドと北愛蘭に於ては稍々低い。

（e） 輸入馬鈴薯（最高價格）法令—一九四〇年—は一九四〇年四月二日に發令さる。輸入された新馬鈴薯の最高小賣價格は一封度に就き四片（四月五日より五月二十五日まで）、三片½（五月二十六日より六月十五日）に規定さる。これ等の最高小賣價格はチャンネル島からの輸入馬鈴

薯には適用されない。

（f）新馬鈴薯（最高價格）法令―一九四〇年―は一九四〇年四月三十日に發令、國內產竝にチャンネル島產の新馬鈴薯の最高小賣價格を、五月六日より七月三十一日までの期間につき決定した。五月六日より六月十五日までの期間の最高價格は一封度に就き四片、その後は段々二片まで値下げさる（七月三十一日まで）。この法令はブレツクノツク地方、ラドノアー地方、スコツトランドの一定地域に於いて發送のため賣られる馬鈴薯には適用されない。

（g）馬鈴薯最高價格（北愛蘭）が六月十二日に發令され、馬鈴薯（一九三九年作）（統制）法令―一九四〇年―を修正す。

（h）馬鈴薯（一九四〇年作）（統制）法令―一九四〇年―は一九四〇年七月三十日付で發令、八月一日より效力を發す。最高小賣價格が決定されたが、それは地域、品種、數量（購買）によつて異なる。七封度以下の最高小賣價格は英蘭とウエルズに於ては等級と地域とによつて、三封度半に就き四片から五片、スコツトランドに於ては三封度半に就き四片、北愛蘭に於ては三封度半に就き三片から四片までに決定さる。購買數量が增大すれば、それに比例して最高價格は安くなる。この法令はブレツクノツク、ラドノアー、スコツトランドの一定地域、シシリー島に於て發送のために賣られる馬鈴薯には適用されない。

（i）馬鈴薯（一九四〇年作）統制法令―一九四〇年―は九月二十六日付の法令で修正され、十月一日より效力を發す。これにより七封度以下の最高小賣價格は英蘭竝にウエルズに於て三封度半に就き五片に改正さる（一定地域に於ては等級Bの馬鈴薯は四片¾）。スコツトランドに於ては品種、地域別に四片から五片まで、北愛蘭では四片（一定地域では等級4の馬鈴薯は三片½）。購買數量が增大すれば最高價格はそれに比例して稍々安くなる。この法令はブレツクノツク、ラドノアー、スコツトランドの一定地域、シシリー島に於て發送のために賣られる馬鈴薯には適用されず。

（j）馬鈴薯（一九四〇年作）（統制）法令―一九四〇年―は一九四〇年十月三十一日付の法令で修正され、一定種類の馬鈴薯の最高小賣價格は特定地域に於て十一月、十二月の兩月に亙り

稍々引上げらる。一九四一年に入れば更に引上げられる筈。

五、鮭の罐詰

（a）鮭の罐詰（暫定最高價格）法令は一九三九年九月六日に發令され、種類別に最高價格が決定された。

（b）鮭の罐詰（暫定最高價格）第二法令―一九三九年―は十二月二十二日に發令、同月二十七日より效力を發す。鮭の特定品種の最高價格が修正されたが、殘餘は据置かれた。

（c）鮭の罐詰（暫定最高價格）法令―一九三九年―は一九四〇年五月六日付の法令で修正され、五月二十日以降特定品種の最高小賣價格を引下げた。

六、煉　乳

（a）煉乳（暫定價格）法令は一九三九年九月十八日に發令、有糖クリーム、無糖クリーム、脱脂クリームの最高價格を決定したが、これ等の最高價格は同年十月三日の煉乳（暫定價格）（第二）法令により値上げさる。

（b）煉乳（暫定價格）法令―一九四〇年―は一九四〇年四月二十二日付で發令、次の如き含有量を有するものゝ最高小賣價格は次の如く修正さる。

	ミルクの相當量（パイント）	最高價格（片）
特別有糖クリーム	一3/4	一〇
〃	7/8	五1/4
有糖クリーム	一3/4	九1/4
〃	7/8	五
無糖クリーム	二	八
〃	3/4	三3/4
脱脂クリーム	二3/8	六1/4
〃	一7/8	五
〃	一3/8	四

一九四〇年六月一日以降、この他の大きさのものは許可制にて販賣さる。

（c）煉乳（罐詰）（最高價格）法令—一九四〇年—は一九四〇年九月四日に發令、同月九日より效力を發す。各種煉乳の最高小賣價格を修正す。

（d）煉乳（罐詰）（最高價格）法令—一九四〇年—は一九四〇年十月二十六日に修正され、同年十一月一日より效力を發す。最高小賣價格引上げらる。但し脫脂煉乳の價格は据置かる。

七、乾燥果實

（a）乾燥果實は最初一九三九年九月七日付の乾燥果實（暫定價格）法令に從ふこととなつてゐたが、この法令は、價格が法令發布前の特定期間の相場を越してはならぬことを規定してゐる。その後、乾燥果實（最高價格）法令が九月十九日付で發令され、葡萄、夏目、乾林檎、乾杏乾油桃、乾桃、乾梨、乾西洋素桃、フルーツサラダ、乾葡萄、種無し葡萄に就て最高價格が決定された。

（b）乾燥果實（最高價格）第二法令は一九三九年十月二十日付で發令、再び同年十一月十日に修正されたが、煉乳（暫定價格）第三法令が同年十一月九日付で發令され、乾燥果實と煉乳の最高價格計畫を夫々修正した。

（c）乾燥果實（最高價格）法令—一九四〇年—は一九四〇年一月二十二日付で發令。卸賣物價に基礎を置いた新しい形の最高小賣價格が決定され、運賃と小賣業者のマージンを規定し、また等級別の販賣と品質により價格を相異せしめることが認められた。

八、ラード

（a）輸入ラード（統制）法令は一九三九年九月二十九日に發令、輸入精製ラードの最高小賣價格を一封度に就き六片と決定す。

（b）ラード（最高價格）法令—一九四〇年—は五月九日に發令、全種類の動物ラードの最高小賣價格を五月二十七日より一封度に就き九片に決定す。なほ、オイル・シード、ファツト、マーガリン、料理用ファツトの價格は法令發布前の特定期間の相場を越へるべからずと決定さる。

九、鮭

（a）鮭（最高價格）法令は一九三九年十月十四日付で發令、最高價格を次の如く決定した。

新鮮な鮭一封度＝六片。燻製紅鮭一封度＝八片。キッパーズ一封度＝一〇片。

（b）鮭（最高價格）法令―一九三九年―は一九四〇年二月二十九日付の法令で修正され、三月四日より效力を發す。この結果新鮮鮭の一封度の最高小賣價格は七片に値上げさる。

一〇、ベイコン

（a）ベイコン（價格）法令―一九四〇年―は一九四〇年一月六日付で發令、同月八日より效力を發す。骨無しベイコン、ハム、生ベイコンの最高小賣價格は一封度に就き、一志二片から二志二片までに決定さる。また最高價格はピクニック用、竝に料理されたベイコンとハムにも適用さる。

（b）ベイコン（價格）法令―一九四〇年―は一月十八日の法令で修正され、前法令に含まれなかつた種類のベイコンとハムにも最高價格が設定され、アイルシャイアー卷以外の皮無し生ベイコンの最高小賣價格は二片値上げさる。更に二月二日付の法令により、殆んど凡てのベイコンとハムの價格は一封度に就き二片値下げさる。

（c）ベイコン（價格）法令―一九四〇年―は六月五日付の法令で修正され、六月十日以降骨無しベイコン一封度の最高小賣價格は一封度に就き六片と決定さる。

一一、肉

（a）肉（最高小賣價格）法令―一九四〇年―と肉（最高價格）（北愛蘭）法令―一九四〇年―は一月十三日に發令、四月十五日より效力を發す。最高小賣價格は英蘭とウエルズに於ては次の如く決定された。なほ豚肉、小牛の肉の最高小賣價格も決定された。

牛　肉（一封度）

	Sirloin	Fore Kibs	Brisket	Thin Flank
國內產一等品	一志五片	一志四片	一〇片	一〇片
國內產二等品	一志二片	一志一片	七片	六片
輸入品	一志二片	一志一片	七片	六片

羊肉と小羊肉（一封度）

	Leg	Shoulder	Neck	Breast
國內產羊肉小羊肉一等品	一志六片	一志四片	一志	八片
國內產羊肉小羊肉二等品	一志	九片	六片	四片
輸入羊肉	一志	九片	六片	四片
輸入小羊肉	一志四片	一志二片	六片	四片

スコットランドの價格は前記の表示價格とは稍々異なるが、大體に於て同じである。最高價格は國內產竝に輸入された屠肉にも決定された。ソーセージとソーセージ肉とは牛肉と豚肉のスケジユールに含まれてゐる。

（b）罐詰コンビーフ（小賣價格竝に統制）法令—一九四〇年—は一九四〇年九月十日に發令され、同月十一日より效力を發す。一封度に就き一志二片の最高小賣價格が決定さる。なほ一週間の購入量の最高は一人當り一六オンスと決定さる。

一二、牛　乳

（a）牛乳（最高小賣價格）法令—一九四〇年—は一月三十一日付で發令、二月一日より效力を發す。人口一萬人を越す英蘭竝にウエルズの都市に於ては通常牛乳一クォート當り七片に、英蘭、ウエルズの其他の地域竝にスコツトランドでは一クオート當り六片に最高小賣價格が決定された。然し、この法令は二月八日に發令された牛乳（暫定小賣價格）法令—一九四〇年—によつて代位され、牛乳の最小賣價格は一九三九年十二月三十一日に終る一週間に行はれてゐた價格に決定された。

（b）牛乳（暫定小賣價格）（英蘭とウエルズ）法令—一九四〇年—は四月三十日付で發令、五月五日より效力を發す。この法令によつて、英蘭とウエルズの牛乳價格は如何なる種類のもの

でも、また如何なる人が買ふ場合にも、また、地域の別なく、一九三九年の四月四日の價格を越してはならぬことを規定した。つまり、この法令は英蘭竝にウェルズに於ける牛乳價格の季節變動を認めてゐる譯である。

(c) 牛乳(暫定小賣價格)(スコットランド)法令—一九四〇年—は四月三十日付で發令、五月五日より效力を發す。スコットランドの最高小賣價格(ブート縣以外の島嶼を除く)はツベルクリン檢査濟み牛乳一ガロン二志四片、標準牛乳竝に選定牛乳以外の價格は二志と決定さる。

(d) 牛乳(暫定小賣價格)(英蘭竝にウェルズ)法令—一九四〇年—は六月十九日付で修正され、七月一日以降の牛乳小賣價格を引上ぐ。英蘭とウェルズでは一片の値上げで、七月の最高小賣價格は一クォート當り八片と七片となる。スコットランドでは通常ミルクの最高價格は一クォート當り七片となる。

(e) 牛乳(小賣價格)法令—一九四〇年—は七月三十一日に發令、八月一日より效力を發す。ブート縣以外のスコットランドの島嶼を除く全英國がこの法令の適用を受けることとなり、戰前のノーマルな牛乳價格の季節的値上げは特別の法令なくとも許可されることとなつた。

(f) 牛乳(小賣)(北愛蘭)法令—一九四〇年—は九月二十五日付にて發令、十月一日より效力を發す。北愛蘭の牛乳小賣價格を統制す。

(g) 牛乳(小賣)法令—一九四〇年—は十一月二十三日付の命令により修正され、十二月一日より效力を發す。新法令によつて牛乳の小賣價格の引上げが認められたが、一九三九年の同日の價格より一クォート當り二片の値上げに當つてゐる。

一三、ソーセージ

(a) ソーセージ(最高價格)法令—一九四〇年—は三月十八日付で發令、三月二十六日より效力を發す。最下等牛ソーセージ、一封度の最高價格は七片、豚ソーセージの極上物の最高價格は一志六片と決定さる。ソーセージ用肉類の價格は一封度一片と決定さる。ソーセージ竝にソーセージ用肉類の小賣價格は從來は三月十一日に適用を中止された最高價格によつて取締られてゐ

た。

（b）ソーセージ（最高價格）法令—一九四〇年—は七月十一日付で發令、七月十五日より效力を發す。新しい條文が加へられたが、通常ソーセージの最高價格に變りなし。

一四、垂 脂

（a）垂脂（最高價格）法令一九四〇年—は四月二十五日付で發令、五月六日以降の最高小賣價格を一封度六片と決定す。

一五、オ レ ン ヂ

（a）オレンヂ（最高價格）法令—一九四〇年—は五月十三日付で發令、五月二十日より效力を發す。英本國以外の產出になるオレンヂは一封度六片の最高小賣價格が決定さる。目方賣り決定す。

（b）オレンヂ（最高價格）法令—一九四〇年—は九月四日付の法令で修正され、同月九日より效力を發す。最高小賣價格は五片半に値下げさる。

一六、チ ー ズ

（a）チーズ（最高價格）法令—一九四〇年—は五月二十二日付で發令、同月二十七日より效力を發す。最高價格は次の如く決定さる。

	一封度
國內農家產	
チエツダー、ダンロツプ	一志四片
シエシアー、ランカシア	一志三片
國內製造所產	
チエツダー、ダンロツプ、シエシアー、ランカシア、カエルフイリー、ホワイト・ウエンスレイデール、ホワイト・スチルトン	一志二片
カナダ產（一九四〇年製造）、濠洲產、新西蘭產、南阿產、エール產	一志〇片

また、この法令はカナダ産マチユアード・チーズ（一九四〇年一月一日以前の製造になるもの）の一封度の最高價格を一志二片と決定した。また、この法令は一九四〇年一月一日以前に製造された國內産チーズには適用されず。

（b） チーズ（最高價格）法令―一九四〇年―は八月二十八日の法令で修正され、九月二日より效力を發す。カナダよりの輸入チーズ（一九四〇年産）、濠洲産、新西蘭産、南阿産、エール産の最高小賣價格は一封度一志一片に値上げさる。

（e） チーズ（最高價格）（第二）法令―一九四〇年―は九月二十五日付で發令、十月一日より效力を發す。國內産竝に輸入チーズの主要種類のチーズ最高價格は一封度一志一片に決定さる。然し、國內産のカエルフイリー、ホワイト・ウエンスレイデール、ホワイト・スチルトンの最高價格は一志二片に決定さる。ブルー・ソフト・カード竝にクリーム・チーズ、プロセスツド・チーズは法令の適用を受けず。

一七、クリーム

クリーム（統制）法令―一九四〇年―は七月二十七日付にて發令、同月二十七日より效力を發す。一九四〇年五月中の平均價格に最高價格が決定さる。

一八、ジヤム

ジヤム（最高價格）法令―一九四〇年―は八月二十日付にて發令、九月一日より效力を發す。

國內産の主要種類につき最高價格が決定さる。この適用を受けない種類のジヤムは許可制により販賣さる。この法令は輸入ジヤム竝に製造者の小賣する內國産ジヤムには適用されない。

一九、豆

（a） 國內産脫穀豌豆（統制竝に最高價格）法令―一九四〇年―は八月二十八日に發令、九月

二日より效力を發す。卸賣業者から小賣人への運賃をも考慮に入れて、品種別に一封度八片臺に決定された。

（b） 乾燥豌豆、蠶豆、扁豆（統制竝に最高價格）法令（第二）—一九四〇年—は九月二十三日に發令、同月三十日より效力を發す。一樣に最高價格を決定せず、運賃の如きものを考慮に入れ、卸賣價格に基礎を置いて最高價格を決定す。

二〇、茶

（a） 茶（暫定價格）（廢止）法令—一九四〇年—は一月二十九日に發令、茶の價格は戰前の水準を越すべからずと云ふ一九三九年の暫定格價統制令を取消し、茶の小賣價格を自由とす。

（b） 茶（暫定價格）法令—一九四〇年—は七月六日に發令、七月一日の價格に最高價格が決定さる。

二一、其　他

一九四〇年十月には洋葱の最高小賣價格は一封度四片半、レモン一封度六片半、輸入鱈の切身一封度一志三片、兎一封度に就き種類別に九片—一一片に決定さる。一九四〇年十一月にはバナナの最高小賣價格は一本二片に決定さる。また同月には國內產林檎の最高小賣價格は品種によつて一封度一志一〇片、或は六片半に決定され（スコットランドでは半片づゝ高い）、七面鳥の最高小賣價格も決定された。

〔註一〕 例へば、倫敦野菜協會理事長W・H・ホワイト氏は、一九四〇年に『フード・イン・ウオー・タイム』と云ふパンフレットを發行して英國民に適した二百種類を突破する肉なし獻立を發表してゐるがその冒頭で彼は牛肉、羊肉、牛乳等に較べ馬鈴薯の方が遙かにカロリーの點で勝れてゐることを强調し乍ら野菜食を奬勵してゐる（W. H. White. Food in War Time, 1940 P. 9)。また、サー・ジョーン・オールも、その近著『フィーディング・ザ・ピープル・イン・ウオー・タイム』に於て野菜食、特に馬鈴薯の大增產を主張してゐる。

〔註二〕 F. Le Gros Clark & R. R. M. Titmuss, Our Food Problem. PP. 51

第三章 原料・完成品價格竝に農業賃銀の統制

第一節 原料品の價格統制

周知の如く英國に於ける工業原料品の管理を行つてゐるものは供給省であるが（註一）、多くの場合最高價格の決定も同省の手で行はれてゐる。而してその法律的根據となつてゐるものは緊急全權（國防）法（註二）であるが、いま供給省大臣に委ねられてゐる一般的權限と特別權限とを列擧して居くと次の如くである。

一、一般的權限

（a）公共業務に必要な物件の購入、其他取得、製造、貯藏及び輸送竝に購入、取得製造せられたる物件の交換、賣却その他の處分。

（b）公共業務に必要な物件と交換する目的を以つて行ふ一定物件の購入その他の取得。

（c）前二項の權限行使のため必要若しくは便宜と認める一切の事項を負ふこと。

二、特別權限

（a）政府註文實施のため優先を確保すること。

（b）前項の權限行使により所期の目的を達し得ざるときは、生產物を徵發すること。

（c）利用し得る貯藏物件を本大臣の處分に移すべき旨命令すること。

（d）製造業者及び販賣人と政府各省との間に困難な問題の發生した時には、契約者の記録を檢査し、價格の決定をなすこと。

（e）緊要なる設備を空襲から保護することを命ずること。

供給省は緊急全權國防法の下に右の如き權限を以つて英國に於ける原料品價格の統制に當つてゐるが、今日まで既に同省の管理下に最高價格の設定されたものには鐵鋼製品、皮革、亞鉛、鉛

銅、紙、木材、羊毛、黄麻等があるが、いま一九三九年九月以降に統制下に入つた原料品の主要なるものを見ると次の如くである。

一、一九三九年九月二日、戰時物資統制の立場に立つて國防全權法に基き重要物資統制令が發せられたが、この目的は重要物資の價格及び配給の公正を期すると共に、政府の需要及び一般必要のために優先權を與へることにある。この法令に指定された重要物資は鐵、鋼鐵、銅、鉛、亞鉛、アルミニユーム、羊毛、亞麻、麻、ジユート、絹、人絹、木材、紙、皮革、糖蜜、工業用アルコール等である。

二、一九三九年九月五日、英國政府は人絹絲、ジユート、木材、紙、製紙原料、羊毛、麻、皮革、毛皮、鞣皮、工業用アルコールの供給竝に價格に關する統制權を供給省に賦與した。

三、一九三九年九月十五日、金物公定價格が次の如く決定された（單位一トン）。

(a) 粗銅……四五磅、(b) 精銅……四九・五磅、(c) 電氣銅……五一磅、(d) 鉛……一六・六二五磅、(e) 亞鉛……一五磅。

四、一九三九年九月十八日、供給省は錫の最高價格設定に關し、『今後何人も錫を最高價格一英トンに就き二百三十磅以上で賣買することを許さず』との發表を行つた。なほ賣手は右最高價格に對して合理的な受渡費用を加算することが出來ると共に、一トン未滿の特殊錫に對しては從來慣習となつてゐる割增金を附加することが出來る。

五、一九三九年十月五日、英國では人絹、其他物資の供給竝に價格の統制を行ふこととなつたが、人絹統制令の要旨は次の如きものである。

(a) 業者は人絹、その他合成纖維の製造に用すべき原料品の在荷を報告すべきこと。

(b) 人絹絲、ステープル・ファイバーの販賣に對しては最高値段を決定する。

(c) 人絹の製造原料、例へば木材、パルプ、棉リンター、硫酸、アルコール等の輸出は許可あるもの以外、これを禁止する。

六、一九三九年十一月十一日、英國政府は鯨油、椰子油相場を次の如く公定した。

(a) 鯨油（粗製一號品タンク渡）現物二二・五志。

（b） 椰子油（セイロン級c・i・f・英國諸港）現物二二志八分ノ一。
七、一九三九年十月十二日、英國政府は亞麻仁油現物相場を三〇志に公定した。
八、一九三九年十一月二十七日、英國政府は棕油（ソフトc・i・f・リヴァプール）現物相場を一七磅四分の三に公定す。
九、一九三九年十二月八日、錫の最高價格を撤廢す。
一〇、一九三九年十二月十八日、去る九月七日付の非鐵金屬の銅、鉛、亞鉛の最高價格を次の如く改正した。（單位一トン）
（a） 電氣銅……六二磅、（b） 鉛（グッド・ソフト、外國産品）……二五磅、（c） 亞鉛（グッド・オーディナリインド外）……二五磅四分の三。
一一、一九四〇年一月四日、英國供給省は綿業統制令を發布、原棉價格に對しては別段何等の統制も加へないが、米棉及び埃及棉綿絲の各種單絲製造利潤を公定、これにより若干の例外を除き、右絲價の統制を行ふことゝなつた。

一二、一九四〇年一月二十五日、人絹最高價格撤廢令を公布す。
一三、一九四〇年一月三十日、鐵鋼價格引上令を公布、二月一日より實施することとなつたが、その要旨は次の如くである。
（a） 銑鐵の最高價格を一トンに就き三志方引上げる。
（b） 半製鋼及び重鋼材の最高價格を二〇志方引上げる。
而して、その他の完成鋼の最高價格も右に應じて適度の引上を見たが、今回の最高價格引上げは原料品及び半製鋼の輸入コスト高に基づくものである。
一四、一九四〇年二月二日、棕油、椰子油、大豆油、亞麻仁油の公定相場を次の如く引上げ、二月五日より實施する旨發表した。（現物相場）
（a） 棕油新公定値一八磅四分の三（從來の公定値一七磅四分の三）。
（b） 鯨油新公定値三十志二分の一（從來の公定値二四志二分の一）。
（c） 椰子油新公定値二八志八分の一（從來の公定値二二志八分の一）。

(d) 大豆油新公定値三三志（從來の公定値二七志）。

(e) 亞麻仁油新公定値四六志三片（從來の公定値四十志六片）。

なほ、これと同時にラプラタ亞麻仁、棉實、落花生の市中相場も引上げられたが、かゝる公定値の引上げは運賃高によるものである。

一五、一九四〇年二月十三日、金物の最高價格は次の如く引上げらる。

(a) 銅はトン當り二乃至四磅引上げ。

(b) 鉛、亞鉛は一乃至二磅引上げ。

(c) 右最高價格は四トン以下の小口取引に適用する。

(d) 實施期は一九四〇年二月十九日より。

一六、一九四〇年七月一日、亞麻仁油の公定賣値を四四志に引下ぐ。

一七、一九四〇年九月三十日、米棉及び埃及棉の最高價格を次の如く決定した。

(a) 米棉 十月限……七・九七片、一月限……七・六七片、三月限……七・五〇片、五月限……七・三六片、七月限七・二一片、現物……八・四一片。

(b) 埃及棉（アッパー） 十一月限……一一・五〇片、一月限……一〇・七九片、三月限……一〇・四四片。

(c) 埃及棉（ギザ七號） 十一月限……一二・一〇片、一月限……一一・四五片、三月限……一一・〇八片。

一八、一九四〇年十月八日、米棉三月限最高値は七・五四片に引上げらる。

一九、一九四〇年十一月一日、鐵鋼公定相場の値上げ行はれ、ビレッツ、ジョイスト、レール等はトン當り三五志方、プレートは二磅方値上げされ、鐵管、ボールト、ナット、ワイヤーの如き完成品もこれに比例して値上げされた。

二〇、一九四〇年十一月二十五日、米棉三月限最高價格を七・八一片に引上ぐ。

第二節 完成品の價格統制

戰時に於ける價格決定政策の中で、完成品價格の決定ほど困難なものはないと云へる。蓋し、無數に存在する消費品の個々に就て、適正なる價格を決定し、これを公定することは殆んど不可能だからである。然し、さうかと云つて、これを放任することは出來ないのであり、英國に於ては、この完成品價格の統制のために、次の如き物價法が實施されてゐる。

（A）　物價法――一九三九年

この法律は一九三九年十一月十六日に批准されたものであるが、その目的とするところは、商品の價格が戰爭に起因する原價の避くべからざる昂騰によつて、正當と認められる許可價格よりも高い水準に昂騰することを防ぐために制定されたものであり、同法の發令は商務省によつて行はれることになつてゐる。この法律によつて、何人と雖も許可された價格以上で價格統制商品を販賣したり、同意の上で賣買契約を行ふことは出來ないことになつてをり、價格統制商品は商務省の發行する法令でその種類が決定されることとなつてゐる。この場合許可價格とは基準價格にある許可された騰貴率を認められたものであり、また、その基準價格とは通常の場合、同一商品の一九三九年八月二十一日の販賣値段を指してゐる。尤も特殊な場合には、商務省はこの日付を變更し得ることになつてゐる。また、前述の許可された騰貴率とは、同法の第一條に規定されてゐる特定な事態――原料經費、地代、保險金、賃銀、俸給等々――の觀點に立つて正當と認められる點を越へないものを指してゐる。この法律の規定は商務省によつて追加し得ることになつてゐる。

また、特定商品の基準價格、許可された騰貴率、許可價格等は商務省の省令に列記されることになつて居り、商務省はまた一九三九年八月二十一日には存在しなかつた新規商品に對しても基準價格を設定し得るのである。更に許可價格で價格統制商品のストックを賣ることを拒否したりして、この法律を回避せんとするが如きことに對しても萬全の策が構じられてゐるが、商務省の特別な法令がない限り競賣には適用されず、また輸出商品も除外されてゐる。この法律の管理は商務省の指命した中央價格統制委員會竝に地方價格統制委員會の手中にある。而して中央價格統制委員會は既に設立され、議長はレイモンド・エバーシエツド、幹事はM・D・シユフエルト女史

である。地方價格統制委員會は十七の區域に分けられてゐる。

この法律が商務省の手によつて最初に發令されたのは一九三九年十二月十八日の物價法令（價格取締商品）令であるが、そこでは同法の適用される商品名が指摘されてゐる。而してこの法令は一九四〇年一月一日から效力を發することとなつたが、いま、この法令によつて指定された商品名を列擧すると次の如くである。

衣服類、一定の反物類、家庭用織物類、國內用鐵器類、國內用轆轤細工、小刀、國內用ガラス商品、國內用陶器、編物用絲類、棒狀携帶電燈竝に同附屬品、砂嚢、衣服類や反物竝に特定の家庭用織物類の製造に用ひられる纖維・皮革原料（一九三九年の緊急全權法の下に發令される法律によつて價格が統制される原料を除く）。

この物價法が最初に適用された商品は右の如きものであつた。つまり國民の大部分が需要する必需品、特に低廉な生活必需品に適用され、贅澤品等に對しては適用されてゐなかつた。ところが、一九四〇年五月十日に至るや商務省は物價法（一九三九年）第二部の規定の下に物價法（價格取締商品）令を發令し（六月十日より效力を發す）、同法の適用範圍を更に擴張するに至つた。即ちこの法令は前記一九三九年十二月十八日の法令を廢値し、前法令に指定されてゐた商品（前記の如く主として低廉な衣服類、家庭用商品、纖維・皮革原料）ばかりでなく、凡ゆる種類の衣服、靴、國內用鐵器類、金物類、刄物類、家庭用織物類、國內用家具、無線電信器具、蓄音器、自轉車、乳母車、置時計、腕時計、藥品、石鹸、蠟燭、マッチ、或はこれ等商品を製造するに必要な原料（緊急全權法等の如き他の價格統制令に服してゐない）を、その統制下に置くに至つてゐる。輸出向け商品には、この法令の適用されないのは從前と同樣である。

物價（許可價格）（第一）法令—一九四〇年—も亦五月十日に物價法第五部の規定の下に發令され一定の商標を持ち、價格の維持されてゐる商品のために許可された卸賣價格と小賣價格とを規定した。而して、この適用は製造業者の求めに應じて中央價格統制委員會が行ふことになつて居り、一九四〇年五月十一日から效力を發した。この法令の適用を受ける商品は下着、男子用シャツ、パジャマ、半靴下、人絹竝に綿の衣服原料と編物絲、一流商店の製造する商品等である。

物價（許可價格）（第二）法令—一九四〇年—は物價法第五部の規定に基き六月四日に發令、翌五日から效力を發したが、この法令は數種の商品（商標のある）の小賣價格を規定したものであるが、その適用範圍は編物用絲類、靴下、絹、その他のストッキング、上衣、レインコート等である。

なほ、斯かる法律によつて完成商品の價格監視を行ふために、英國政府は一九三九年十一月二十八日に設立された中央價格調整委員會及び十六に上る地方價格調整委員會を動員してゐる。

（B）　購　買　稅

物價法と共に、英國に於ける完成品價格の統制法として注目されてよいのは、一九四〇年十月三日に大藏省が發令し、同月十五日に議會の協贊を得た法令によつて、十月二十一日から效力を發するに至つた購買稅である。この購買稅は金融（第二）法—一九四〇年—の下に規定されたものであるが、課稅の目的は完成品の消費規正と財源の捻出を睨つたものであり、この意味に於て、戰時英國の價格政策の一環として注目されてよい。いま購買稅の內容を見ると、同稅は原則として商品が卸賣業者から小賣業者に渡される時に課せられるものであるが、稅率は商品の種別によつて卸賣價格の三分の一を課するものと、六分の一を課するものとに分れてゐる。一九四〇年十月二十一日以前に小賣業者の手持となつてゐた在荷には購買稅は課せられない。政府發表の生計費指數に含まれる食糧費、地代、衣服費、衣服材料費、燃料費、照明費、石鹼代、ソーダ費家庭用鐵器類費、刷毛代、陶器費、煙草代、卷煙草代、車賃、新聞代の中で、この購買稅の適用を受けるものは衣服、衣服材料、家庭用鐵器類、陶器だけである。而して衣服材料には卸賣價格の三分の一の稅率が課せられ、上衣、ズボン（子供用を除く）、陶器、鐵器類には卸賣價格の六分の一の稅率が課せられることとなつてゐる。

第三節　農業賃銀の統制

英國に於ける農業賃銀は一九四〇年四月二十五日に批准された次の如き農業賃銀（取締）修正法によつて統制されてゐる。

（A） 農業賃銀（取締）修正法

この法律の内容は英蘭とウエルズに於て農業に從事する男子の國家最低賃銀の決定を規定したものである。

周知の如く英蘭とウエルズの最低賃銀率は、一九二四年以來、同年の農業賃銀（取締）法の下に各縣或はその部分ごとに存在する農業賃銀委員會が決定し、これに對して中央農業賃銀管理局が法令を發して法制的根據を與へてゐたものであつた。今回の法律はこれを修正したものであるが、農業賃銀管理局が各地域別に存在する農業賃銀委員會と相談の後、一般的經濟狀態や農業全般の狀態を考慮して國家最低賃銀を決定することとなつてゐる。この場合各縣ごとに存在する賃銀委員會の決定する臨時傭以外の丁年農業勞働者に對する最低賃銀率は國家最低賃銀率より低くないことを保證してゐるけれども、農業賃銀管理局は、若し各縣の賃銀委員會が特別の農業狀態を考慮して、斯かる、より低い國家最低賃銀の設定に同意すれば、これを行ひ得ることになつてゐる。更に、賃銀委員會は丁年の男子農業勞働者以外の各種農業勞働者の最低賃銀率を決定する場合にも、國家最低賃銀を考慮しなければならぬことになつてゐる。また、農業賃銀管理局はさし當り決定された國家最低賃銀を再考し、また變更し得る權限をも有つてゐる。

が、農業賃銀管理局は六月七日の會合に於て英蘭竝にウェルズの一週當り國家最低賃銀を四八志と決定し、各縣の農業賃銀委員會によつて、この旨が告示された。これより先き六月四日付で發せられた管理局會議の法令は、若し各縣の農業賃銀委員會が、その縣に於て國家最低賃銀以下の賃銀を適用せんとすれば、その旨を六月十日までに管理局あてに通知する必要ありと規定してゐる。また同法令は各委員會が六月十四日までに常傭農業勞働者（男子）の賃銀率の如何なる變更を行ふ場合と雖も、これを管理局あてに通知すべきことを規定してゐるが、これは各地域の農業賃銀を國家最低賃銀、或は特定の地域では國家最低賃銀の代りに適用すべく管理局の決定したより低い最低賃銀に一致せしめる手段としてとられたものである。

また、六月十一日には更に農業賃銀管理局の會合が行はれ、次の如き聲明が行はれた。即ち、右の法令が滿期になる期間中、各縣の農業賃銀委員會は、六月七日に管理局の決定した四八志の

國家最低賃銀の代りに、より低い最低賃銀を各地域ごとに適用することを管理局あてに通報する資格のあることが聲明された。而して、其處に於て管理局は、四六の委員會が國家最低賃銀に歩調を合せるために、各縣の常傭男子農業勞働者の最低賃銀を變更する意志ある旨を通告して來たこと、並に殘餘の委員會、つまりコーンウォールとシシリー島の委員會から行はれた報告を考慮した後、右二地域の國家最低賃銀を修正する必要を認めない旨を述べてゐる。六月十七日に至るや四七の農業賃銀委員會は常傭男子農業勞働者の賃銀を、農業賃銀管理局が決定した一週當り四八志の國家最低賃銀より低くない點に決定するために現在の最低賃銀率を增大する提案を行つた旨ラジオで聲明を發するに至つた。

元來、この農業賃銀（取締）法は各縣の農業賃銀委員會に對して、常傭男子農業者以外の農業勞働者階級の賃銀を決定するに當つて、國家最低賃銀を顧慮する義務を課してゐるが、大抵の場合委員會の提案は少年勞働者や婦人、少女の賃銀の値上を要求するものである。委員會の中には勞働者に住居や小屋、賄等をつけて最低賃銀率の實質上の引上を提案するものもあるとのことである。

なほ、前述した四七の農業賃銀委員會が行つた提案は農業賃銀管理局の發した法令によつて具體化され、六月三十日から效力を發することとなつた。この法令によつて、カンバーランド竝にウエストモーランド、ダービシャイアー、リンコルンシャイアーを除く全地域の通常男子勞働者の最低賃銀として四八志の賃銀が決定された。これ等除外地區竝にミッドルセックスに於ては、夏季のみ最低賃銀が一週當り五〇志と決定された。殆んど凡ての地區で婦人のために決定された最低時間當り賃銀或は週賃銀率も增加されたが、從來一週當りの勞働時間が決定されてゐなかつた地域では、週當り賃銀率は時間當り賃銀率に變更された。ノーフォルクでは婦人の賃銀率は變更されなかつた。また馬使、牛使、牧人等の如き特定階級の勞働者の最低賃銀率や、時間外賃銀休日支拂等に付ても可成りの調整が行はれた。

男子勞働者に對して與へられる最低賃銀に關聯して、勞働時間は大抵の地域で變更はなかつたけれども、ハートフアードシア、グロセスターシア、グラモルガンシアに於ては夏季の勞働時間

が延長され、カンバーランド、ウエストモーランドに於ては夏季勞働時間が短縮され、冬季勞働時間が延長された。またレイスターシアに於ては冬季勞働時間が縮少され、ルートランドに於ては冬季勞働時間が延長され、一方、ダーハム、ランカシア（南部地區）、デンビー、フリント、メリオネスシア、モントゴメリーシアに於ては夏季、冬季ともに勞働時間は延長され、ランカシアの殘餘の地域では夏季、冬季ともに勞働時間は縮少された。

（B） スコットランドの農業賃銀統制

六月十三日に批准された前記の農業賃銀（取締）修正法―一九四〇年―は一九三七年の農業賃銀（取締）（スコットランド）法の最低賃銀率、スコットランド農業賃銀管理局の構成、農業賃銀委員會議長の任命に關する規定を修正してゐる。一九三七年の法律の下に於ては、スコットランドの農業勞働者の最低賃銀率は直接委員會の手によつて決定され、それに對してスコットランド農業賃銀管理局の發する法令によつて法制的效力が與へられてゐた。然し、この場合最低賃銀率を再審議するため委員會を監督する權限はスコットランド農務省の手に保有されてゐたが、新法律に於てこの權限は賃銀管理局の手に移され、それと同時に管理局は附隨的權限をも賦與されることとなつた。即ち、管理局は今後最低賃銀率が變更さるべきであると云ふ意見を持つに至れば、斯かる賃銀率を再審議するために適當な委員會を任命することもあり得るし、また、この委員會の再審議の結果に不賛成であれば、委員會の報告を考慮に入れた後、最低賃銀率を命令によつて變更することもあり得るのである。

その後管理局は新規最低賃銀率を提案するために十一地區の委員會を召集したが、この提案は管理局の發した法令によつて一九四〇年七月二十二日に法制的效力を與へられることになつた。それによると通常男子勞働者の一週當り最低賃銀率は、ゼットランド、オークニイ、ケイスネス、スザーランドを除く全地區に亙つて四八志と決定された。この除外地區に於ける最低賃銀率は四六志、アラン島の最低賃銀率は四五志と決定された。また全地區に於て婦人の時間當り乃至一週間當り賃銀も引上げられた。また牧人、牛使、トラクター使用人等の如き特殊階級の勞働者の最低賃銀率、或は日傭勞働者、少年勞働者の最低賃銀、時間外賃銀、休日支拂等に就ても可成りの調

整が行はれた。從來の法律によると、或る地域では家政婦以外の婦人勞働に就ては、より低い賃銀が決定されてゐたが、今回の修正によつて、ダムフリーズ、キルククッドブライト、ウイタウン地區以外に於ては、この相違はなくなつた。

（C）　北アイルランドの農業賃銀統制

北アイルランドに於ける農業賃銀の統制は、農業賃銀（取締）法（北アイルランド）―一九三九年―によつて行はれてゐるが、この法律は賃銀の統制と共に北アイルランドに於ける農業勞働者に對する休日支拂をも規定してゐる。而して、この法律は雇傭者、勞働者竝に農務省の任命した委員によつて構成される農業賃銀管理局の設立を規定してゐるが、この管理局は時間勞働者の最低賃銀率を決定する權限を有してゐる。また、この管理局は必要なる場合乃至便利なる場合には、賃請勞働者のため現金支拂の代りに賃銀の支拂と見做される現物給與の如き手段をも決定する權限も持つて居り、時間外賃銀率の決定をも行つてゐる。この法律は一定條件の下に於て、勞働者に對して一ヶ年六日間、或は二ヶ月一日の休日支拂を與へることを認めてゐる。

〔註一〕　勿論、英國に於ては價格管理政策を實施するに當つて、各機關を動員してゐることは多言を要しないところである。例へば石油の價格は一九三九年九月三日に新設された石油管理局（石油關係業者がプール組織で共同で構成してゐる半官半民の團體）が政府の同意を受けて公定することとなつてゐる。

〔註二〕　緊急全權（國防）法は一九三九年八月二十四日に公布された。

昭和十六年五月二十四日 印刷納本
昭和十六年五月二十九日 發 行

戰時物價政策の理論と方法

定價二圓八十錢

編 者 戰時物價調査會 代表者 仙 波 太 郎

★

發行者 東京市芝區三田四國町五番地 岩 崎 徹 太

印刷者 東京市小石川區林町四二番地 中 村 榊

發行所 東京市芝區三田四國町五番地
慶應書房
電話三田(45)一二九二番
振替東京七〇四五八番

新興社印刷・生方製本

當店出版物中萬一不良品(落丁・亂丁)がありました時は何時でも新品とお取替致します。

慶應書房新刊書

書名	著者・譯者	定價	送料
東亞政治・經濟・戰略圖	ハドソン・ライクマン著　丸山違郎譯	三・五〇	一四
世界情勢の分析	ヴァルガ著　三宅郁男譯	二・〇〇	一〇
國民組織の綱領	ローゼンベルグ著　田中秦男譯	二・〇〇	一四
校正と送假名の仕方	水野秀雄著	一・五〇	一四
リヒトホーフェン傳	ヘディン著　高山洋吉譯	一・五〇	一四

人種・民族・戰爭
慶大教授・經濟學博士　加田哲二著

菊判　四三〇頁　定價　三、五〇　送料　一二

迫り來る世界大戰の原因は、各國の經濟的危機のためか、各民族の血の興廢のためか、吾人にとつて深い謎である。本書は民族學者として世界的令名ある著者が、學者的良心と情熱とをもつて、この未開の學問の道を一歩一歩切り拓いた貴重な文獻である。

日本國家主義の發展
慶大教授・經濟學博士　加田哲二著

四六判　四〇〇頁　定價　二、八〇　送料　一二

現日本の政治的動向は、國家主義の指導下にあると云つても過言ではない。民主主義的政治的機構は二・二六事件を轉期として亡びつゝある秋、本書の如く科學的客觀主義の立場をとりつゝ日本國家主義の發展過程を論究しあるは讀書子を啓發するであらう。

轉換期の政治經濟思想
慶大教授・經濟學博士　加田哲二著

四六判　二八〇頁　定價　二、三〇　送料　一四

本書は世界思想の主流をなしてゐるナチムズ思想、イタリア・ファッシズム竝にわが國の國家主義の根本思想を流麗な筆法で大膽卒直に比較檢討したもので本書によつてのみ轉換期の政治經濟思想を全面的に知ることが出來る。

政治・經濟・民族
慶大教授・經濟學博士　加田哲二著

菊判　三七〇頁　定價　三、三〇　送料　一二

加田博士は本書に於て政治・經濟・民族の三つの問題に綜合的科學性を與へてタブーの途を啓き次いで支那及び西南アジア民族問題を中心としてアジア問題を檢討東亞諸民族の政治經濟的提携協同に指針を與へ、尚英佛民族の凋落ドイツ民族の興隆に確然たる解決を與へられた。

世界政治經濟年報
慶大教授・經濟學博士　加田哲二編輯

第一輯　一、八〇　第二輯　二、〇〇　送料各　一四

本書は吾國有數の報導網を動員し、權威ある外國の書籍から今後の變動を識る諸論文を飜譯編輯したものである。

第一輯　歐洲大戰特輯號

第二輯　太平洋問題特輯號

E・カン著 谷口啓次譯

近代支那貨幣史

菊判 四〇〇頁
定價 四、〇〇
送料 三

本書は支那古代よりの貨幣及び鑄造を歴史的に論述しあると共に、現代の日支協同の重大問題を提起してゐる法幣の性格的諸問題を適確なる科學的メスを以て研究したものであり、且つ著者は斯界の第一人者として認められてゐることは既に定評がある。

東亞經濟調査局 須山卓著

支那民族論

菊判 二五〇頁
定價 二、〇〇
送料 一四

日本が「東亞協同體」の理念をもつて支那と提携し東洋の平和を確立せんとする時最も必要なることは支那民族それ自體の認識である。本書は支那民族論の本質を論述すると共に西南支那民族の諸民族を研究した我が國に於ける初めての勞作である。

馬場明男著

支那問題文獻辭典

四六判 四〇〇頁
定價 二、五〇
送料 一四

本書は支那社會經濟分野の文獻をあまねく涉獵した我國に於て初めての支那問題辭典であり、讀者が本書の項目を繙くならば、直ちに題名と著者とその論旨が判るやうに、社會經濟分野を項目別に整理した研究書で、一面本書は支那社會の全貌史でもある。

石濱知行著

支那戰時經濟論

菊判 三二〇頁
定價 三、〇〇
送料 三

本書は輕々に重慶政府の脆弱性を強調したものと違ひ、飽くまで現地を緻密調査研究した結果の資料を基礎として重慶政府の抗戰能力を科學的に認識し、以て支那戰時經濟の諸層を闡明したもので、この種の研究書中の白眉である。

樋口弘著

日本の對支投資

菊判 三二〇頁
定價 三、〇〇
送料 三

支那に於ける日本の戰時的經濟建設は、北支開發・中支振興の日本の對支投資を礎石とし、彪大な過去の兩統制會社を樞軸として押し進められてゐる。かゝる時に過去に於ける日本の對支經濟活動を知悉して置く必要がある。本書はかゝる要請に答へんとして構成されたものである。

E・カン監修 森澤昌輝譯

戰時下支那の貿易・金融

菊判 六〇〇頁
定價 四、八〇
送料 三

本書は支那の金融・貿易の研究雜誌として、世界的權威ある上海の「金融商業報」を集大成して歴史的に取扱ひたるものを翻譯したものであり、支那經濟研究家及び實際に業務に携る銀行會社等から絶大なる讃辭を受けてゐる。時局下必讀の書である。

F・リーマー著 東亞經濟調査局譯

列國の對支投資

菊判 八二〇頁
定價 四、八〇
送料 三

本書は著者が上海聖約翰大學で研究當時アメリカの有力なる財閥から一九二九年のアメリカ恐慌の打開調査として對支投資の研究調査を委囑されたのを機會に、日支の重要なる調査機關の共力を得て大規模に各國の支那投資を調査研究したものである。

冀國靑著 勝谷在登譯

中國土地問題の史的發展

菊判 二八〇頁
定價 二、五〇
送料 一四

本書は第一篇に於て、支那古代より清朝に至るまでの土地問題の史的發展を支那特有の井田制を中心として詳論し、第二篇は孫中山の土地政策論と國民黨の土地政策を世界各派の學說と比較して具體的に論述したものである。

W・ウイルマンス著 勝谷在登譯

支那農業機構論

菊判 三二〇頁
定價 二、〇〇
送料 一四

ライプチッヒ大學敎授である本書の著書は、支那各地の農業問題を調査研究し、數ケ年の傳統に縛られた農民層の諸形態とヨーロッパの進歩的精神との衝突など、バックの名著「支那農業論」を批判分析的に更に具體的に發表したものである。

錢亦石著 及川道雄譯

近代支那經濟史

菊判 三〇〇頁
定價 二、五〇
送料 一四

本書は近代支那が封建制度から資本主義的經濟に移行せる過程を列國の對支投資進出關係と結びつけて論述してあり、支那における各大學にて敎科書として多大の賞讃を博した名著である。

日本國家主義運動史

木下半治著

四六判 五七〇頁 定價 二、八〇 送料 三

本書は現時日本の政治經濟の指導原力たる各國家主義團體の主義主張と行動綱領を細大洩らさず研究し、そのよつて來る原因を論述すると共にその人的要素まで及んでゐる。本書によつて初めて日本國家主義の諸團體が吾人の前に判然とする。

階級と人口

慶大教授 松本良三著

菊判 二五〇頁 定價 二、三〇 送料 一四

戰爭と人口資源の問題が益々重大化せんとしてゐる時、本書は各階級層と人口増減の比較、優生學上より見たる生産の比率等を基準に各國の統計を掲載してある。マルサス人口論是か、マルクス人口論非かは本書によつて判明するであらう。

エネルギー經濟機構論

電氣協會調査部資料課長 北久一著

菊判 三〇〇頁 定價 二、五〇 送料 三

本書は吾國のエネルギー資源・技術及びその經濟の發展を論じ、且つ我國のエネルギーバランスの構造を分析し、動力及び燃料問題——石炭・電力——の生産擴充に資せんとしたものである。

獨立前夜の印度

ウイル・デューラント著 早坂二郎譯

四六判 二七〇頁 定價 一、二〇 送料 一四

民衆の奴隷的、屈辱的生活から脱却せんと聖雄ガンヂイは英帝國主義の暴壓を蹴つて、印度を立上らせんとしてゐる秋、米國の世界的歴史家デューラント氏の筆になる本書は、人類の悲慘、文明の恥辱として印度の眞相を批評した一大雄篇である。

重商主義論叢

プロトニコフ著 橋本弘毅譯

菊判 二六〇頁 定價 二、〇〇 送料 一四

經濟學博士竹内謙二氏評——本譯書の特徴と認めらるる點は、マーカンティリストの學説並に諸見解が殆んど網羅され、且それら學説が如何なる歴史的背景の上に發生したかを明にしたものである。重商主義研究に關する簡單なる入門書として便利である。

圖說世界大戰

ハラビン著 勝谷在登譯

寫眞印刷 定價 一、五〇 送料 一四

目まぐるしく變轉する歐洲大戰の情勢を日を追ひ月を追つて、青少年にも理解出來る樣一目瞭然に圖示したのが本書である。收録された内容は、交戰國の成果、戰費、物資輸出入等の多方面に亙り、世界隨一を謳はるるハラビンの圖說は、遺憾なきまでに精密確實を極めてゐる。

財界我観

男爵 郷誠之助著

四六判 三三〇頁 定價 一、六〇 送料 一四

本書は郷　誠之助男爵が常日頃抱懐せらるゝ經濟論策を初めとして處世觀、人物論、自叙傳集を輯錄せるものにして極めて有益且つ興味深きものである。

世界危機と日本

原　勝著

四六判 三〇〇頁 定價 一、五〇 送料 一四

本書は東亞協同體の理念を以て東洋諸民族の復興を叫び、現に迫りつゝある世界問題と日本の關聯性を鋭く提出批判し、次ぎに來る東洋の危機、日本の危機を明解なる論理を以て說いてゐる、現下必讀の書である。

生命の起原

オパーリン著 山田坂仁譯

菊判 三〇〇頁 定價 二、八〇 送料 三

子は親がなければ生れない。親も亦その親がなければ生れない。それが、どんな微生物であつても、何にもないところからは生物が生れて來ない。然しではこの生命が地球にどうして存在するやうになつたのかこの生命の起原の問題にソ聯のオパーリンが最も學術的に解答を與へたものが本書である。

日本學の基礎體系

原　正男著

菊判 四〇〇頁 定價 三、六〇 送料 三

本書はつとに大川周明博士が絶讃したる劃期的なるもので、國體と古事記神話の關係を明確に把握した前人未踏の日本學確立の礎石をおいたもので、凡ゆる學問が日本の國體を基礎に再出發せねばならない秋に本書は必讀の書である。

日本興業銀行調査課 岡庭 博著

戰時下の中小商工業金融論

四六判 三五〇頁 定價 二、五〇 送料 一四

戰時下の中小商工業者が大企業の重壓に苦惱してゐる今日、本書の如く實際機關に携る者が、その救濟の情熱的革新的意圖を傾け、豊富正確なる資料を基準とし、中小商工者業金融問題を理論的に研學したる本書は業者に更生の道を與へるであらう。

ベルリン景氣研究所著 宮西義男譯

戰爭と經濟總動員

四六判 二〇〇頁 定價 一、〇〇 送料 一四

本書は、世界の經濟界に科學的分析を誇るベルリン景氣研究所が、その整備されたる研究をもつて近代戰爭と經濟總動員——特に工業動員——の重大なる關係を統計學的實證をもつて明示し、世界戰爭が將に起らんとしてゐる秋本書の價値は重大である。

商工省貿易局事務官 小室恒夫著

貿易と物價

菊判 三〇〇頁 定價 二、八〇 送料 三

本書は商工省にて物價と貿易との關係を專門に研究しその研究の結果が我國策となる程、重大性をおびたものであり、本書によつて日・滿・支貿易の今後の動向と國內物價の關係が闡明するであらう

シャハト著 阿部泰夫譯

ドイツの政治と經濟

四六判 四〇〇頁 定價 二、〇〇 送料 一四

ドイツは歐洲において壓倒的勝利を得るかのやうにみえる。窮乏のドン底にあつたドイツが、あの優秀な武器と科學性ある政治と經濟をどう計畫したか何人も知りたいところである。その回答をシャハト氏監修のもとに赤裸々に答へたものが本書である。

L・E・ハッバート著 奥澤篤次郎譯

計畫的配給論

四六判 三五〇頁 定價 二、五〇 送料 一四

今や配給問題で日本が浮沈の瀬戸際に立つてをり、われわれの生活必需品は全部切符制度にならんとしてゐる。本書はこの時われわれと小賣商、小賣商と生産者及び各人の利潤等、切符制度に先鞭をつけたソ聯の配給制度を基礎として具詳したものである。

905
122

16年 6月 26日 V－119

閲覧済